

試 験 規 程

昭和57年2月1日制定

(中略)

令和 2年4月1日改定

(趣 旨)

第1条 この規程は、小田原短期大学学則（以下「学則」という。）第15条に規定する試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(試験の種別)

第2条 試験は、その実施目的に応じ、次の各号にこれを種別する。

- (1) 期末試験…当該授業科目修了認定のため、原則として各学期末に実施される試験
- (2) 中間試験…通年科目の前半期終了時に、必要に応じ当該期末試験期間に同時実施されることがある試験
- (3) 授業時間内に実施する小テスト・実技・実習
- (4) 提出レポート・作品
- (5) 追 試 験…期末試験をやむなく受験できなかった者に、当該期末試験終了後に実施される試験
- (6) 再 試 験…期末試験結果および本条（3）、（4）による学期末評価が、修了認定に満たなかった者に、当該期末試験終了後に実施されることがある試験
- (5) 特別試験…追試験若しくは再試験受験有資格者の内で、やむを得ざる事由により当該試験を受験できなかった者に、臨時に実施されることがある試験

(試験の実施方法)

第3条 前条各号に定める試験は、筆記・口述・レポート・作品・実習・実技等のいずれか又はその複合により実施する。

2 前項の試験は、原則として所定試験期間中に1科目につき80分又は60分の時間で行う。但し、授業科目によっては、予め実施時期、所要時間、期限等を定め、所定試験期間外に実施することがある。

(実施日程の通知)

第4条 期末試験（中間試験を含む）、追試験及び再試験の実施日程については、それぞれに原則として当該期間開始の1週間前までに掲示を以て通知する。

2 特別試験の実施日程については、予め適宜の手段・方法で通知する。

(受験資格の制限・喪失)

第5条 次の各号の一に該当する者は、当該学期の全授業科目又は一部の授業科目を受験することができない。

- (1) 当該学期の授業料等所要学費及び諸納金未納の者
但し、特別の事由により予め延納を許可された者を除くものとするが、この場合にあつては当該年度2月末日までに完納することを条件に、その間の修了認定を有期保留扱い（期限後は受験結果失効）とする。
- (2) 当該授業科目の履修登録をしていない者

- (3) 当該授業科目の欠席時間数が、その科目の所定時間数の3分の1を超える者
通年科目にあつては、前期・後期それぞれの期間における欠席時間数が、その科目の所定時間数の3分の1を超える者は、期末試験の受験資格を喪失する。
尚、本号に該当する受験資格喪失者については、予め学籍番号の掲示を以て通知する。
- (4) 試験場において学生証又は仮学生証を保持しない者
尚、追試験、再試験及び特別試験にあつては、当該受験票を含むものとする。
- (5) 当該受験科目の試験開始時刻に、30分以上遅刻した者
- (6) 不正行為をした者
(成績評価等)

第6条 各授業科目の成績は、原則として100点満点（又は100点満点換算）で採点し、次のとおり評価する。

90点以上100まで	…	S
80点以上89点まで	…	A
70点以上79点まで	…	B
60点以上69点まで	…	C
60点未満	…	F（不可）

- 2 前項にあつて、C以上の評価を合格とし、当該授業科目の修了認定とする。
- 3 第1項により不可の評価となった授業科目については、再試験を願い出ることができるものとし、当該再試験結果判明までの間はその修了認定を保留とする。尚、この修了認定保留該当者については、原則として所定日に科目毎にその学籍番号掲示を以て通知する。

(追 試 験)

第7条 次の各号の一に該当する事由で期末試験をやむなく欠席した者は、所定の用紙にその事由を証する書類（括弧内に記載する書類）並びに所定の追試験料を添え、追試験を願い出ることができる。但し、中間試験科目は、この対象としない。

- (1) 疾病傷害（医師の診断書、又は医療機関にかかったことを証明するに足る書類等）
- (2) 事 故（その事実を証するに足る者が発行した証明書類）
- (3) 忌 引（会葬御礼等事実を証明するに足る書類）

但し、次の葬儀出席のための場合のものに限る。

2 親等以内の親族… 5 日（葬儀当日を含む連続5日以内）

3 親等同居の親族… 1 日（葬儀当日）

- (4) 就職試験（その事実を証する受験先発行の証明書類）
- (5) その他やむを得ない特別かつ正当な理由によるもの（証明書、または理由書を提出し当該学科会で予め承認されたものに限る）
- 2 前項の願い出は、当該受験科目の試験終了後1週間以内に事務局教務担当部署に行わなければならない。
- 3 前各項による願い出を行い、その事由が正当と認められ当該受験票の交付を受けた者に限り、追試験を受験することができる。
- 4 追試験の成績は、上限80点の採点とし、これにより評価する。

但し、インフルエンザを含めて学校保健安全法施行規則に定める学校感染症罹患による出席停止で期末試験欠席の場合の追試験の成績は、上限90点の採点とし、これにより評価する。

5 追試験を欠席した者に、再度の追試験は行わない（既納付試験料は返金しない）。但し、第9条第2項に定める特別な事由によりやむを得ず欠席した場合は、特別試験を願い出ることができる。

（再試験）

第8条 第6条第3項該当者は、所定の用紙に所定の再試験料を添え、再試験を願い出ることができる。

2 前項の願い出は、第6条第3項の掲示通知初日を含む特定期間内に事務局教務担当部署に行わなければならない。

3 前各項による願い出を行い、当該受験票の交付を受けた者に限り、再試験を受験することができる。

4 再試験の成績は、修了認定とされた場合を一律60点とし、これにより評価する。

5 再試験を欠席した者に、再度の再試験は行わない（既納付試験料は返金しない）。

但し、第7条第1項(1)号、同(2)号、同(3)号及び同(5)号に定める事由によりやむを得ず欠席した場合は、特別試験を願い出ることができる。

（特別試験）

第9条 特別の事由によりやむを得ず追試験又は再試験を欠席した者は、所定の用紙にその事由を証する書類並びに所定の特別試験料を添え、特別試験を願い出ることができる。

2 前項の特別な事由とは、第7条第1項(1)号、同(2)号及び同(3)号に定めるものの内に該当するものをいう。但し、ここでいう(1)号とは、その事由を証する書類として、医師の診断書を添えられるものに限る。

3 第1項の願い出は、特定期間内に事務局教務担当部署に行わなければならない。

4 第1項及び第3項による願い出を行い、当該受験票の交付を受けた者に限り、特別試験を受験することができる。

5 特別試験の成績は、修了認定とされた場合を一律60点とし、これにより評価する。

6 特別試験に欠席した者に、再度の特別試験は行わない（既納付試験料は返金しない）。

（不正行為）

第10条 不正行為をした場合の取扱いは、次の各号の定めによる。

(1) 当該授業科目の受験資格を失う。

(2) 学則に基づく懲戒処分を受ける。

（受験心得等）

第11条 受験上の心得及び遵守事項等については、別にこれを定める。

（試験運営等）

第12条 試験の運営に関する具体的事項については、別にこれを定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成3年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成11年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成13年7月9日から施行する。

この規程の改定は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成19年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成20年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成22年1月20日から施行する。

この規程の改定は、平成22年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成24年12月5日から施行する。

この規程の改定は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成27年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成31年4月1日から施行する。

この規程の改定は 令和元年4月1日から施行する

この規程の改定は 令和2年4月1日から施行する。学則第15条に基づく、本規程第6条に関しては令和2年度入学生より適用する。現に在学する学生に関しては、第6条はなお従前の規定によるものとする。